

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年12月10日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件

2. GIIグレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	1号機	非常用ディーゼル発電機(A)の排気管(蛇腹部)の継ぎ手部において、わずかな排気ガスの漏えい痕(すず)を確認した。当該継ぎ手部を点検・修理。 平成25年1月17日審議にてグレード変更 GIII→GII (点検の結果、当該継ぎ手部がスキットの経年劣化による割れが原因と判明したことから、設備信頼性の観点から他号機への水平展開を図る必要があると判断した。)	GIII以下

3. GIIIグレード 6件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	使用済樹脂槽Aスラッジ液位計の電源が切れ、スラッジ液位が高いことを示す警報が発生したことを確認した。当該液位計の電源を入れ復旧。	
2	3号機	循環水ポンプ吐出弁ピットの排水ポンプに汲み上げ不良を確認した。当該ポンプを修理。	
3	5号機	北・南側OF-CVケーブル(電力ケーブル)洞道の給気フィルターが外れていることを確認した。当該フィルターを修理。	
4	5号機	発電機固定子冷却水系のイオン交換樹脂塔において、上部鏡フランジ部から水(汚染なし)の滴下を確認した。当該鏡フランジ部を点検・修理。	
5	6号機	取水口除塵装置(D)洗浄水元弁他の弁本体に腐食を確認した。当該弁を修理。	
6	7号機	渦巻ストレーナ(C)のベント配管の継ぎ手部に腐食、ライニングの剥離を確認した。当該継ぎ手部を修理。	